

浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機(C)注油系統の点検について(続報)
(原因の推定と今後の対策)

平成 19 年 1 月 18 日

今回お知らせする内容】

原因	<p>異物として確認したプラスチック製のキャップは、5号機建設時、油配管や計装配管の取り付け作業において、配管内部への異物侵入防止のため配管接続部に取り付けていた保護キャップと推定しました。</p> <p>当該キャップは、建設時にバルブレバー注油タンク(1)(以下「注油タンク」)に誤って入り、施工後および第1回定期点検時に実施した内部確認の際には、注油タンクの点検口から見にくい位置にあったため、発見することができなかったものと推定しました。</p>
対策	<p>注油タンク点検時における異物確認は、手鏡などを使い、ポンプ吸込み口周辺も確実に実施することとし、社内ルールへ反映します。</p> <p>なお、非常用ディーゼル発電機(A)、(B)の注油タンク内部について確認を行い、内部に異物が無いことを確認しました。</p>

【これまでにお知らせした内容】

[\(平成18年12月11日お知らせ済み\)](#)

対象号機	5号機 (停止中) :改良型沸騰水型、定格電気出力138万キロワット
発生年月日	平成18年12月8日
発生時の状況	<p>午後10時56分、非常用ディーゼル発電機(C)(2)の「バルブレバー注油ポンプ出口圧力低」の警報が点灯し、運転中の注油ポンプの出口圧力が低下していることを確認しました。</p> <p>このため、非常用ディーゼル発電機(C)は運転可能な状態ではないと判断しました。</p> <p>非常用ディーゼル発電機(C)は、運転中の原子炉停止時冷却系(C)(3)の非常用電源であることから、保安規定の要求事項(4)を満足させるため、健全な非常用電源を有する原子炉停止時冷却系(A)へ運転を切り替える操作を行いました。</p> <p>なお、12月9日に非常用ディーゼル発電機(C)の点検を実施し、注油タンク内のポンプ吸込み口にプラスチック製のキャップ状の異物があることを確認しました。</p> <p>異物回収後に注油ポンプの運転状態を確認し、出口圧力が正常であることを確認しました。</p>
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。
お知らせ基準	表1-1」に該当します。

1 バルブレバー注油タンクは、バルブレバー注油ポンプが注油する油を溜めるタンクです。

バルブレバー注油ポンプは、非常用ディーゼル発電機がいつでも起動できるように、同発電機の給・排気弁に潤滑油を注油する設備で、6時間毎に自動運転します。

2 非常用ディーゼル発電機は、非常用母線が停電した際に自動的に起動し、必要な機器に電力を供給する設備で、5号機には3台設置されています。

- 3 原子炉停止時冷却系は停止中の原子炉を冷却する設備
- 4 原子炉施設保安規定では、運転している原子炉停止時冷却系統の非常用電源 (バックアップ) として、その系統の非常用ディーゼル発電機が運転可能な状態であることを要求しています。
原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。

以 上